

専務理事の職務に関する規定

1. 目的

専務理事の職務について、定款第 21 条では、「常任理事会を通じて会務の執行に参画するほか、定款および理事会の定めるところにより職務の執行にあたる」と定められている。そのため、ここに新たな規定を定め専務理事の職務を明確にする。

2. 専務理事の職務

- ①会長に事故があり、かつ副会長が会長の職務を代行できない場合の会長職務の代行。
- ②行政、消費者団体、他の工業団体等、外部機関との接触、交渉、交流。
- ③委員会活動における管掌役員の支援及び委員会間の調整。
- ④事務局を統括する会長職務の支援。
- ⑤本会の財政の向上及び安定化に関する職務。

3. 参考 定款における事務局

定款第 51 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局は代表理事（会長）がこれを統括する。

制定 平成 26 年 3 月 20 日